お聞きしたいと思います。

既に政府としては北朝鮮の国連加盟を機に国家承認の問題も実務的に検討されているというふうに伺っておりますけれども、承認の時期としてどれぐらいのことを見込んでおられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○谷野政府委員　確かに、国家承認の問題については政府部内でいろいろ検討した経緯がございます。ただいま具体的な時期をどのように考えているかということのお尋ねでございますけれども、これは、まずはただいまお話のありました核の問題についての前進がなければなかなか難しかろうと思いますし、その他の問題につきましても、日朝関係において、正常化の話し合いにおいていろいろな面で前進が図られるというようなことも望ましい環境をつくることでございましょうし、それから第三点に申し上げれば、十月の末に予定されておりますけれども、南北の間の対話、これについても前向きの動きが始まれば、そういったことも今お話しの国家承認ということを考えるに好ましい環境を整えるものだと私どもは思っております。

○遠藤(乙)委員　国家承認の問題は、確かに一面我が国の政策判断の問題ではあるかと思いますが、他方、国際法上の要件を満たせばこれはやはりやるべき話でもあるわけですから、なかなかそこら辺の判断というものは難しい点があることは理解できるわけですが、ただ、北朝鮮が韓国とともに国連に同時加盟したということは、もちろん国連への加盟ということはイコール国家承認じゃないと思いますけれども、他方、国連に加盟したということは国家としての実体があるということも意味をするし、あるいは国際法を遵守するという能力も一応あるという前提で加盟が認められるわけですから、当然国家承認の要件はかなり満たしているという面もあるわけでして、そういった意味では北朝鮮の国連加盟ということが国家承認という問題にどのように影響を及ぼしておるのか、あるいは日本政府としてどのように北朝鮮の国連加盟というものを国家承認との関係でこれを評価し、考えているのか、この点につきまして答弁をお願いしたいと思います。

○柳井政府委員　国際法上の要件につきましては先生ただいまおっしゃいましたとおりでございますが、確認的に申し上げますと、国家承認の要件といたしましては、いわば一定の領域においてその領域にある住民を統治するための実効的な権力が確立していることというのが第一点であろうと思います。この点に関しましては、北朝鮮におきましてはそのような実態がかなり前から存在するということは明らかであろうと思います。

それから第二点といたしましては、国際法を遵守する意思と能力ついても考慮するという点でございまして、この点につきましては国連に加盟を認められたということで基本的にはそのような要件も満たされているのではないかというふうに考えます。ただ、具体的な、例えばＩＡＥＡの問題でございますとかいろいろ現在問題になっておりますけれども、基本的な考え方としては国連に加盟を認められたということで国連憲章上の要件も満たされているというふうに考えます。

また、これも先生先ほどおっしゃいましたとおりでございますが、しからば国連の加盟が認められれば、またそれに賛成票を投ずれば我が国として当然に国家承認をしたことになるのかということになりますれば、それは必ずしもそうではない。国家承認は我が国と北朝鮮との二国間の問題でございますし、最終的には我が国が判断すべき一方的な行為でございますので、その点はそのようなことではないということでございます。

したがいまして、いずれにいたしましても現在北朝鮮とは国交正常化交渉をやっておるわけでございますので、そのような二国間の交渉の中で、北朝鮮と我が国との交渉の中で判断していく問題であろうというふうに考えております。

○遠藤(乙)委員　御説明は理解できるわけですが、もう少し別の角度からお聞きしたいのです。

それでは、確かに国家としての実態そして国際法遵守能力という点ではほぼ満たされているという今の御答弁だったと思いますが、特にこの第二の国際法遵守能力の点でまだ若干問題点が残されているという御回答であったかと思います。

要するに、必要条件はかなり満たされているけれども十分条件にまだ至っていないというふうに理解しているわけですが、それでは、具体的にどのポイントが満たされれば国家承認になるのか、条件を満たすのか、そのハードルは何なのか、具体的にこの点とこの点というふうにおっしゃっていただくとありがたいと思います。

○柳井政府委員　先ほど申し上げたとおりの制度と申しますか要件のもとで国家承認を行うということでございますが、繰り返しになりますけれども、国家承認という制度は承認する側の一方的な行為でございますので、必ずしも国際法上の要件が満たされれば必ず承認をしなければならないというものではない点も御承知のとおりでございます。

したがいまして、その承認のタイミングにつきましては北朝鮮との国交正常化交渉全体の中で適切な時期を判断していくということでございまして、どんな点が満たされれば承認を行うという点はなかなか的確にお答え申し上げにくいところでございます。今後、この交渉の中で判断していくということに尽きるであろうと思います。

○遠藤(乙)委員　それでは、カンボジアの問題を少しお聞きしたいと思います。

カンボジア問題、急速に今和平が進展をして、我が国も多大な努力をこれに傾注したことは高く評価をしておるところでございますが、我が国として今後カンボジアの和平以後の貢献として、一つは大規模な復興支援、もう一つは国連平和維持活動を通ずる協力、この二本柱であると理解しておりますけれども、大臣は先般、カンボジア復興会議ですか、これを提案されたと承知しておりますけれども、これの具体的な構想の内容、そしてこの見通しにつきましてお聞きをしたいと思います。

○中山国務大臣　政府は、カンボジア和平の調印後にこのカンボジア復興会議、これは御案内のようにカンボジア和平会議の第三委員会の共同議長国として、これを積極的に進めるべきだという考え方を持っておりまして、この十一月の中旬ごろにＳＮＣの本部がプノンペンでつくられるという形になりますと、日本政府としてはできるだけ速やかに東京におきましてカンボジアの復興会議、これを開催いたすべく万端の準備を進めており、既に予算の面でも確保いたしておるということをこの機会に申し上げておきたいと思います。

また先般、シアヌーク殿下にこの考え方を伝えましたところ、シアヌーク殿下も大変結構であるということで、ぜひお願いをしたいということでございました。

○遠藤(乙)委員　本格的なカンボジア支援に先立って、他方緊急にいろいろやれるようなテーマがあり得るのだと思います。例えば、このカンボジアには現在地雷がたくさんまだ埋められておって、これによって住民に相当被害が出ているという報道があるようでございますが、この地雷の処理について、例えば先方から要請があれば自衛隊を派遣するようなことは考えられるのかどうか、この点につきまして御回答をお願いします。

○中山国務大臣　自衛隊の派遣等は法律でその目的に、自衛隊法に書かれておりませんので、自衛隊の派遣を、そのような作業に従事させるために出すことは不可能である、現在の段階では不可能であると考えております。

○遠藤(乙)委員　一つつけ加えるのを忘れました。このＰＫＯ法案が成立すると仮定した場合、それによってカンボジアへ、地雷処理のために先方ないし国連を通ずる要請があった場合自衛隊を出すことができるのか、あるいは出す意向があるのかどうか、こういった点でございます。

○柳井政府委員　ただいま大臣から、新法がまだ御承認を得てないという状況での御答弁がございましたけれども、ただいま先生から、現在御審議いただいているＰＫＯ法案が通った場合どうかと